

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 197 減損会計における資産グループの「主要な資産」の決定方法

主要な資産とは、資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産をいいます（減損基準注解（注3））。

減損の兆候がある資産グループについて、減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、資産グループ中の「主要な資産」の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方とすることとされています（減損会計意見書 四 2.(2)及び減損基準 二 2.(2)、減損指針 96 項参照）。

したがって、資産グループのうち、何を「主要な資産」とするかで、減損損失の認識の判定で大きく依存する将来キャッシュ・フローの見積り期間に影響が生じることから、留意が必要です。では、資産グループの「主要な資産」はどのように決定するのでしょうか。

（主要な資産の決定）

主要な資産の決定は「総合的に判断する」こととされており、その際に考慮する要素として、以下が示されています（減損指針 23 項）。

- (1) 企業は、当該資産を必要とせずに資産グループの他の構成資産を取得するかどうか。
- (2) 企業は、当該資産を物理的及び経済的に容易に取り替えないかどうか。

また、資産グループの他の構成資産と比較して、当該資産の経済的残存使用年数の長さや取得原価及び帳簿価額の大きさなども勘案される場合があると考えられます（減損指針 102 項）。

このとき、土地等の非償却資産や建物等の経済的残存使用年数が20年を超える資産を主要な資産とする場合にも、当該資産が資産グループの将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産であるかどうかには留意する必要があります（減損指針 23 項、103 項）。

また、共用資産やのれんは、原則として、主要な資産には該当しません（減損指針 24 項、104 項）。

なお、資産グループの主要な資産を決定するにあたり、個々の資産ではなく、経済的残存使用年数は異なるが物質的性質や用途等において共通性を有する複数の償却資産の集合体が、最も適当であると判断される場合があります。そのような場合には、当該集合体を資産

グループの主要な資産とし、複数の償却資産の経済的残存使用年数を平均した年数を当該主要な資産の経済的残存使用年数とすることができるとされています（減損指針 102 項）。

主要な資産は、資産のグルーピングを行う際に決定され、当期に主要な資産とされた資産は、事実関係が変化した場合（例えば、資産のグルーピングの変更、資産グループ内での設備の増強や大規模な処分、資産グループ内の構成資産の経済的残存使用年数の変更など）を除き、原則として、翌期以降の会計期間においても当該資産グループの主要な資産となります（減損指針 22 項、101 項）。

#### 関連基準等

減損基準：企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準」

減損指針：企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」